

岐阜県庁舎消防設備等保守点検業務に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎消防設備等保守点検業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和2年3月3日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

岐阜県庁舎消防設備等保守点検業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがあります。

(4) 委託業務履行場所

岐阜市藪田南2丁目1番1号

(5) 最低制限価格の設定

有

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に、消防設備の保守点検を業務内容として登載している者であること。

(4) 消防用設備等点検済表示制度に基づき、岐阜県消防設備協会の表示登録会員名簿に登載されている者であること。

(5) 平成16年度以降に、延べ床面積13,200㎡以上の建物の消防用設備の保守点検業務を実施した実績を有する者であること。

(6) 消防法第17条の3の3の規定による消防設備士免状の交付を受けている者または総務省令で定める資格を有する者に点検を実施させることができる者であること。

(7) 岐阜圏域内（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）に、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に

登載されている本店、支店または営業所が所在すること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県総務部管財課管理庁舎係
電話 058-272-1150

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月12日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時30分から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和2年3月12日（木）午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和2年3月17日（火）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年3月24日（火）午後1時30分

イ 場 所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁舎2階 2B会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格以下の価格で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合、最低制限価格以上で応札した者のうち、最低価格の者を落札者とする。

なお、入札者が最低制限価格を下回る入札をした場合、当該入札を無効とし、再度入札には参加できないこととする。

落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。また、岐阜県議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかった場合は、入札の執行を取りやめることがある。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。